

## 2005年10月レポート

- 国別:

タイ  
中国  
マレーシア  
シンガポール  
フィリピン  
インドネシア  
ベトナム  
インド

---

### タイ

2005年10月ニュース

1. ジェトロがアセアンに向けた10の提言
2. 米国のために、警察は海賊品に焦点
3. Grammy 社が性的刺激薬に使われた Marsha イメージについて抗議
4. Autotrim 社役員が捜査陣に意見具申
5. タイの映画配給会社が政府に反海賊版法の制定を要求
6. タイの科学者が稲遺伝子特許を取得

#### 1. ジェトロがアセアンに向けた10の提言

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B3面、タイ、2005年10月5日  
ザ・ネーション紙、ビジネス面、3B面、タイ、2005年10月5日)

ジェトロは、アセアン-日本包括経済連携協定に備え、アセアン諸国の産業競争力を改善する10項目の提言をまとめた。日本貿易振興機構(JETRO)バンコク事務所の黒田所長によると、2007年4月までに協定の締結が予想されているとのことである。

同提言は次のようなものである。日本企業との連携を通じたアセアン諸国の産業競争力の強化、地域内不均衡是正に向けたアセアン諸国の努力支援、物流サービスの効率化、環境保護・省エネ分野での協力、原産地規則の調和、透明かつ簡素で調和の取れた通関手続きの確立、非関税障壁の撤廃と基準・認証の調和の促進、知的財産権保護の改善、経営環境改善、アセアン諸国と日本及びアセアンと近隣諸国とのビジネス連携の強化の10項目である。

#### 2. 米国のために、警察は海賊品に焦点

(バンコクポスト紙、国内ニュース面、2面、タイ、2005年10月5日)

タイが知的財産権保護に関して真剣であることを米国に確信させるために、警察はバンコクや他の観光地で海賊版を厳しく取締まる。経済・技術犯罪取締課の Suchart

Kanchanawisith 警視長は、この取締りが知財権侵害の監視国リストからタイを外すように米国を説得する有力な手段になると述べた。

海賊品の広範囲な流通により、米国通商代表部はタイを韓国、ベトナム、マレーシア及びニュージーランドの4カ国とともに、知財保護が貧弱であるとして、2002年から監視国リストに載せている。

法務省特別捜査局知的財産犯罪部の Yongyoot Srisattayachon 部長は、新キャンペーンは、500万パーツ相当にものぼる海賊版の主要な製造業者と流通業者をターゲットにしていると述べた。

知財権違反者の活動を監視して、その活動を抑制すべく地方自治体と連携できるように、多くの職員を国境地域に配置するであろう。また、同部では、学生達が通報することができるように訓練もしてきた、とも同部長は付け加えた。

### 3. Grammy社が性的刺激薬に使われたMarshaイメージについて抗議

(バンコクポスト紙、国内ニュース面、4面、タイ、2005年10月6日)

ザ・ネーション紙、国内ニュース面、6A面、タイ、2005年10月6日

ポスト・トゥデー紙、主要ニュース面、A1面、タイ、2005年10月6日)

すでに自社製品の海賊版問題に直面している芸能王手の GMM Grammy は、今度は中国との新しい知財問題に出くわしている。

GMM Grammy 社の Nitipong Hornak 代表と法務担当の Chitralada Hengyotmark 専務は、知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長に苦情を直接申し入れた。

同社は2つの侵害について苦情を訴えた。一つ目は著作権のある写真の無許可コピーをイメージ・マガジンに編集して印刷されたことであり、二つ目はセレブの人権侵害である。

中国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ協定の加盟国であり、特許、商標、著作権に関して、タイとの二国間覚書にも署名している。Kanissorn 局長は、知財局は中国の著作権当局及び商務官にこの問題を取り上げるつもりであり、在中国タイ大使館にもこの問題を伝えるつもりであることを述べた。

### 4. Autotrim社役員が捜査陣に意見具申

(ザ・ネーション紙、国内ニュース、2A面、タイ、2005年10月8日)

BMW とメルセデス・ベンツ車の偽部品を生産したことで告発されている自動車部品メーカーの役員は、土曜日、警察の尋問に対し自主的に意見具申したと特別捜査局 (DSI) 上級職員が発表した。特別捜査局知的財産犯罪部 Yongyuth Srisattayachon 部長は Autotrim International Transaction 社の Pensri Udonchainit 取締役は刑事責任を問われないと述べた。

同社幹部の Delfino Zapico 氏は、召喚されて逮捕状が出されるまでの間に、任意に DSI 捜査官に出頭する期間として1週間の猶予があると同部長は述べた。スイス国籍の同氏は、現在タイに滞在していることから、審問会に出席しなければならないと Yongyuth 部長は述べたが、Pensri 氏が何を話したかについては言及しなかった。

ドイツの自動車製造業者から認可されたディーラーは DSI と連絡をとり、Autotrim 社に対する法的措置をとるために、同社による偽自動車部品の生産に関する情報を入手したと Yongyuth 部長は説明した。

## 5. タイの映画配給会社が政府に反海賊版法の制定を要求

(クルンテープ・トゥラキット紙、農業商業面、7面、タイ、2005年10月11日  
Thai News Service、2005年10月13日)

大手映画配給会社である Mangpong 社は、今年の光ディスクに収録された映画配給の収入は半分まで減少したと発表し、より厳格な反海賊版措置を執るよう政府に要求した、とバンコク・ポスト紙が報道した。

同社の社長兼 CEO である Khiesthieyarchai Threakevichiti 氏によれば、国内外映画の偽 DVD や VCD は、Tom Yum Kung が顕著な例であるように、増加する一途であるという。このヒット映画は、ロードショーデビューをしたわずか数日後に海賊版 VCD がリリースされ、粗末な品質にもかかわらず盛んに売られていたとも述べた。

会合の場で、商務省の Preecha Laohapongchana 副大臣は、知財問題に関連する法律の改正を含む知財保護をより強化する対策を導入することを約束した。

同時に、海賊版製品不買運動を消費者に促すキャンペーンを同省は強化すると述べた。知財局の情報によれば、今年7か月間、知財侵害で逮捕された事件は合計4,633件もあり、3,384件が著作権侵害関連であり、残りは商標権侵害関連とのことである。

## 6. タイの科学者が稲遺伝子特許を取得

(ザ・ネーション紙、主要ニュース、1A & 3A 面、タイ、2005年10月30日)

タイのバイオ技術者グループは、芳香性穀物の生産に関与すると主張する稲品種の遺伝子群に関する特許を取得した。米国特許商標庁への特許登録に続き、さらに7か国でも特許出願がなされていた。

タイ・イネ遺伝子プロジェクトの Apichart Wannavijitr リーダーは、タイ人研究者が遺伝材料に関する特許保護を取得したのは初めてであり、タイのバイオ技術能力が世界の能力にまで向上したことを示せたと発表した。

このプロジェクトは、国家遺伝子工学・バイオ技術センター(National Centre for Genetic Engineering and Biotechnology)と Kasetsart 大学との間の共同研究プロジェクトである。昨年にこの発見があり、特許は今年初めに登録された。

Biotec の Morakot Tanticharoen センター長は、同チームがそのユニークな芳香を与えたタイのジャスミン米中の遺伝子を発見するのに、イネ遺伝子の研究に数年間を費やしたと述べ、芳香性米中の芳香を形成する遺伝子配列が発見されただけでなく、通常非芳香性米に芳香の品質を与えることへも応用できると同センター長は述べた。

研究チームは、芳香性米は遺伝子の突然変異、つまり異常遺伝子を有する品種の結果であることを発見した。タイのジャスミン米の遺伝子配列は、8つの遺伝「特性」が機能していない。

実験室での試験では、非芳香性の日本米を芳香性米に変えることに成功した。この技術を用いることにより、研究チームはより良い芳香を生むために品種の改善をすることができる。さらに、小麦、トウモロコシ、大豆、ココナッツを含む他の作物の改善にも応用することができる、と Morakot センター長は述べた。Apichart リーダーは、タイが利益を維持するためにも、特許登録はタイにとって重要なことであると述べた。

米国と同様に、研究チームはオーストラリア、フランス、中国、ベトナム、日本、インド、フィリピンでも特許出願をしている。その中には、主要な米生産競争国も含まれる。

Morakot センター長は、今回の特許登録は、芳香遺伝子の発見及び国産米の育成努力の推進という点において、タイにおける知的財産保護を目的としたものである、と述べた。さらに、同チームは、Aromaker と呼ばれる芳香遺伝子の分子マーカーも開発し、そのことにより、新種を開発するために必要とされる実質的時間の短縮を図ることもできる。

---

## 中国

2005年10月ニュース

1. 中国が知財保護強化で技術革新推進
2. 日本が知財権保護を香港に要求
3. EUがアジアとの反模倣品合意を模索
4. 企業団体が反海賊版仁道作を作成
5. ヤマハが中国の Yamoto 社、米国の patriot 社を商標権侵害で提訴
6. 大学生への知財権教育
7. カラオケ企業が敗訴
8. 模倣電子製品摘発
9. 米国が侵害対応証明を中国に要求
10. 海賊版対策の向上に著作権法見直し
11. アジア14ヶ国がコンテンツビジネスに協力

### 1. 中国が知財保護強化で技術革新推進

(Xinhua News Agency, 2005年10月1日)

国家知識産権局(SIPO)の統計によれば、中国企業のトップとして、Huawei 社が今年前半に 1,231 件の特許出願をしたことが示されている。これまで、Huawei 社はフランス、ドイツ、米国などの 20 の国と地域での約 800 件を含む 8,000 件以上の特許を申請している。

Huawei 社は、年間売上の 10%以上である 40 億元(4 億 9400 万 US ドル)を研究開発に投資し、高利益な多国籍企業のレベルに近づきつつあり、このことは、中国の技術革新と知的所有権保護の最前線を押し上げる一つの例である。

中国科学院によって行なわれた調査では、1993 年から 2002 年の間における中国の特許出願は、日本はわずか 10%、米国も 25%だったことが示されている。

有効な法制度の構築は、知的所有権保護の基本である。最近 20 年間で、中国は世界貿易機関(WTO)によって定められた知的財産権の貿易関連側面の規定に整合すべく、特許法、商標法および著作権法を含む一連の法律を施行した。

最高人民法院・知識産権審判法廷の Jia Zhipei 主席裁判長は、中国の裁判所は 2004 年に計 12,205 件の知的財産案件を扱い、前年より 31.65%増加したと述べた。

知的所有権保護の法執行を強化しているなか、中国は知的財産侵害を厳罰化するために、7年の禁固刑を定め、世界で最も厳しい刑となっている。

中国政府は、4 月に出された最新の知的財産権保護白書の中で、知的財産権保護に対して責任を持ち、この分野における国際協力を実行することを約束している。

### 2. 日本が知財権保護を香港に要求

(共同ニュース、2005年10月4日)

日本の電子メーカーが被った損害を引き合いにして、日本政府は知的財産権保護への一層の取り組みを香港政府に要求する準備ができていると政府高官が述べた。日本政府は、4 月に日本の電子製造協会から要望を受けた後、中国領域である香港での知財権保護制度を調査していたと同高官は述べている。

日本は、企業名や商標の不正使用・登録に苦しむ企業のために、香港が救済策を講じる必要があることを明らかにしたと述べ、日本は、すぐにでも外交ルート経由で香港当局との直接会談を要求するだろうとしている。このような要求は今回が初めてであり、日本政府の知財権違反に関する海外調査がきっかけとなったものである。

日本政府は、香港では、完全同一でなければ、別の企業名に非常に類似している他の商号でも登録されることことがわかった。告訴され、原告が訴訟に勝ったとしても、法廷判決はほぼ同一の名前を無効にすることができない、と同高官は述べている。

### 3. EUがアジアとの反模倣品合意を模索

(ロイターニュース、2005年10月11日)

欧州連合は、EUに年間50億ユーロ(60億ドル)の不正取引をもたらした模倣品の流入と戦うために、インド、パキスタン、タイとの協定を望んでいるとEU委員は述べた。

バイアグラ錠剤からノキア電話、シャンペンまでおよぼ模倣品を取締まるキャンペーンの一部として、25のEU加盟国が既に中国との協力に合意している。この合意により、世界でも最も厳密なものとして知られるEUの反模倣品法の多くの部分を中国政府に採用させることに繋がった。

EUで押収された模倣品数は、1998年から2004年まで10倍に上昇し、2004年に1億点のアイテムが発見され、約70%は中国から来たとEU関税担当のLaszlo Kovacs委員は述べている。

火曜日に発表された委員統計によれば、2004年にEUで見つかった模倣品の約3.5%はインドから流入したものであり、7.5%の中国と台湾を除けば、他国より高い。

この計画では、模倣品製造工場を閉鎖し、貿易を止めるために情報共有を含む中国とのより綿密な協力を描いている。同委員は、委員会が「模倣者を根こそぎ叩き」中国からEUに流入する模倣品割合が減少することを望んでいると述べた。

### 4. 企業団体が反海賊版イニシアチブを作成

(Inside US-China Trade, Vol. 5, No. 41, 2005年10月12日)

先週、国際商工会議所(ICC)メンバーは、知的財産権侵害への参加指標の作成、知財権法執行の成功事例の共有、及び政策立案者や産業界の知財保護促進を図るための教材開発をすることに賛成した。同会議所の努力は、特に著作権侵害が横行する中国のような国で、知財権の窃盗と戦おうとする企業集団による最新の一連の努力の成果である。

ICCの模倣品・海賊版撲滅ビジネスアクション(Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy, BASCAP)の一部として、このメンバーのグループは、個々の企業ソースから知的財産保護に成功した事例データを選別し、著作権侵害と戦うための既存のソースとあわせて、企業が直面している主要な知財権問題の平均的な指標を提示する。このイニシアチブを発表するプレス・リリースによれば、ICCは、企業の努力を支援するために800以上の企業や同業組合のソースを開発する。

さらに、同発表によれば、ICCは「産業界と政府との間で共有することができる - 模倣品・海賊版問題に関する初めての世界横断的な - 事例研究や統計」の編集を計画する。

ICCは、イニシアチブの主なゴールの1つが、政府の知財権違反者に対する現実の行動を支援することであると声明で述べた。「ICCはG8政府の議題に模倣品及び海賊版問題を入れるように既に働きかけた。」とBASCAPのJene-Rene Fourtjou共同委員長は10月4日の声明で述べた。「BASCAPの目標は2つあり、政府がすぐに有言実行できることを確実にすることと、政府がこの問題の重要性について公衆に注意喚起することを支援することである」という。

情報筋によれば、産業界は自分の知的財産保護能力を強化しようとして、政府機関のみならず、政府機関以外とも一緒に活動する。また、中国では、著作権侵害に単独で格闘したため、相当のお金と資源を使った会社もあるとしている。

#### 5. ヤマハが中国のYamoto社、米国のpatriot社を商標権侵害で提訴 (AFX Asia、2005年10月14日)

ヤマハ発動機は、中国の Yamoto Motor 社と同社製品の米国輸入代理店の Patriot Motorcycles 社に対して、商標権侵害、商標権類似、原産地の虚偽表示、虚偽広告、著作権侵害および不正競争行為を理由として、ロサンゼルス連邦裁判所に昨日提訴したと発表した。

ヤマハは、ATV と TT-R125 型オフロード二輪車を保護するために、差止命令を求めている。ヤマハは、訴状で3倍賠償と懲罰を求め、被告が全侵害製品を提示し、ヤマハの損害に関する謝罪広告を出すように裁判所に求めている。

#### 6. 大学生への知財権教育

(Xinhua's China Economic Information Service、2005年10月14日)

在北京米国大使館の知的財産担当 Mark Cohen 公使は、米国と中国が知的財産権(IPR)に関して成熟した見解を共有するように若者を奨励する、という大きな試みに挑戦していると述べた。Cohen 公使は、米国商務省から在外任命された初の米国人知財権担当であり、昨年11月に任命された。

かつて米国の大学教授であった Cohen 公使は、若者が知財権に関してどのように感じるか明白に知っている。彼らは矛盾を経験していると、「若者はあまりお金を持っていないが、文化的製品を楽しみたいが、文化が足りない。若者はインターネットから音楽を自由にダウンロードしている。」

公使が知っている限りでは、中国の大学生の50%以上はコストを理由に海賊版製品を使用している。若者は、今はそんなに多くのお金を知的財産に使いたくない、と公使は述べる一方、知財権の正確な見解を見出せたとき、彼らもその利点を理解するだろうと付け加えている。

#### 7. カラオケ企業が敗訴

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B6面、タイ、2005年10月19日)

米国の Warner music 社の中国地域担当部門は、無許可のミュージック・ビデオを再生した中国カラオケ会社に対する訴訟に勝った、と国営メディアが報道した。ニューヨークのタイム・ワーナー社の子会社 Warner Music Hongkong 社は、12,000元(1,500USドル)を勝ち取ったとのことである。

また、Warner Music Hong Kong 社も、昨年、ビデオを違法に利用したとして、中国本土に支店をもつ別のカラオケチェーンである台湾の Party-world 社を、北京で告訴している。

## 8. 模倣電子製品摘発

(The Standard、2005年10月22日)

税関職員は、英国のオークションサイトを通じて販売された 20 万香港ドル相当の模倣電子製品を押収した。この事件は、同種の事件では今年最大のものである。同職員は、eBay の英国のウェブサイトを通して、香港人がオリジナル価格の 3 分の 1 でビデオカメラのバッテリー、充電器、メモリー・チップなどの模倣品を売ったと述べた。

関税・物品税局の地域担当 Samson Chiu 司令官は、非合法活動を撲滅する努力を強化していると述べた。反インターネット海賊版チームの職員は、木曜日に北端でオペレーションを開始し、ビデオカメラのバッテリー、充電器、メモリーカード、その他の付属品を含む 20 万香港ドル相当の 1,500 点の模倣電子製品を摘発した。Chiu 司令官によれば、捜査は、模倣ビデオカメラバッテリーがポピュラーなインターネット・オークション・サイト経由で売られているという商標権者からの告発に基づくものであるとのことである。

## 9. 米国が著作権侵害対応証明を中国に要求

(ロイターニュース、2005年10月27日)

クルンテープ・トゥラキット紙、世界ビジネスニュース、33 面、タイ、2005年10月28日)

米国は、映画音楽ソフトウェアから自動車部品、医療機器、シャンプーまではびこっている米国製品の模倣品・海賊版を止めようとする中国の努力を明らかにするように中国側に要求した。米国通商代表の Rob Portman 氏は、中国が侵害を止めるのに実施したことの証拠を得るために、米国がめったに活用されていない世界貿易機関の条項を適用したと述べた。

「すべての利用可能な情報によると、この数年間の約束にもかかわらず、模倣品・海賊版は中国にはびこったままである。」と Portman 氏は声明で述べた。「知的財産保護を十分に履行していると中国が信ずるのであれば、今回の要求がその主張を立証するよい機会と見るべきである。」

米国の映画、ソフトウェア、その他の著作権産業は、著作権侵害のために中国で年間 25 億 US ドル以上の損失を出したと推測されている。米国の生産消費財の模倣による損害は、年間数十億 US ドルに達するかもしれないと産業当局が述べた。

この問題は米中貿易摩擦の刺激要因となっている。多くの立法者が、今年 2 千億 US ドル以上にも上った中国との米国貿易赤字の記録に寄与しているとしている。

最近の民間経済研究によれば、米国の知的財産総額が米国経済の約 45% に相当し、5 兆 US ドル以上であると推定される。米国は、この主要な経済資産を保護するためにより強い処置を講ずるに違いないと見られている。

米国映画協会の Dan Glickman 会長は、米国の映画エンターテインメントを保護する最近の中国政府の措置にもかかわらず、中国での米国映画の著作権侵害が承諾しがたいほど高いままであると述べている。

「米国政府が、中国の知的所有権の保護義務強化に繋がる行政、民事、刑事処分に関する情報を要請することは、中国の国際的な約束の保証及び米国著作権産業の権利保護にとって重大なことである」と Glickman 会長は述べた。

日本とスイスの協力を得て米国は WTO へ要請し、米国政府は 1 月 23 日までに要求された情報を提供してくれるように中国政府に要求している。完全な報告書があれば、米

国が中国での法施行の欠点を認識し、どのように改善されるべきかという提案の提示を可能にするであろうと米国高官は述べている。

#### 10. 海賊版対策の向上に著作権法見直し

(*The Standard*, 2005 年 10 月 27 日)

香港での知的財産搾取に対する主要な防衛手段である著作権法は、オンライン上の知的財産のよりよい保護を提供するために見直されるであろうと John Tsang 通商産業技術長官が述べた。

水曜日に開かれたアジアケーブル・衛星放送協会の 2005 年会合 (Cable and Satellite Broadcasting Association of Asia 2005 convention) の開会式で講演した Tsang 長官は、政府が「著作権侵害問題を取組むために市民教育、法執行、産業界の協力を包括する多面的なアプローチ制度」を採用したと述べた。

38 歳の Chan Nai-ming が人気のインターネット peer-to-peer 対応型ファイル共有プログラム BitTorrent の著作権を侵害したとして起訴された事件で、有罪を認定した Tuen Mun 判事の判決は、娯楽産業によって広く賞賛された。

「政府は、4 つの課題に対する見解を出した。すなわち、通信の技術的な中立権は著作権所有者のために導入されるべきであるかどうか、インターネット上の侵害行為に対して民事訴訟を取るよう著作権所有者をいかに促すか、民事訴訟における侵害額認定の法定化を導入すべきかどうか、インターネット著作権侵害との紛争におけるインターネット・サービス・プロバイダーの役割についてである」と Tsang 氏は述べた。

政府は外国の適切な法令を調査し、一刻も早く市民に対して問いかけを行う。その間にも、香港でのテレビ放送事業者の準備競争が激しくなっていくと Tsang 長官は述べた。

放送と通信に関する規制を合併しようと政府が検討しており、また、産業界と市民は、一体になった規制を作る方法について意見を求められる、と同長官は述べた。

#### 11. アジア 14 ヶ国がコンテンツビジネスに協力

(*Daily Yomiuri*, 2005 年 10 月 28 日)

日韓中を含むアジア 14 ヶ国は、アジアにおける映画音楽産業のようなコンテンツ産業の促進及び世界市場をターゲットにするための協力を合意したと日本政府情報筋は述べた。

参加国は東京で開催された閣僚会議に参加し、コンテンツの共同制作促進のような実務的措置に関する共同声明を採用する。日本のアニメや韓国のテレビドラマが世界的なヒットになったため、ハリウッドで製作されたものと競争できる映画を制作する際にも、政府協力を強化していく狙いがある。

共同声明の柱は参加国間の共同制作の促進であり、人的資源の育成や関連産業での人事交流を促進する対策、またコンテンツ製品への貿易促進や投資改善である。実際の方法として、参加国は、共同制作及びコンテンツ制作の財政援助のために、それぞれの国の組織を設立すると情報筋が述べた。

参加国は制作者やその他を助け、同産業の者とコンタクトできるようにし、知的財産専門家の育成や知的財産保護法案の立法も促進する。さらに、参加国は、映画や他のコンテンツ作品に関するリンク情報や経済統計に関するアジアネットワークを確立する、としている。

## マレーシア

2005年10月ニュース

### マレー映画が海賊版VCDで打撃

(New Straits Times, Malaysia, 2005年10月22日)

海賊版 VCD 産業は、国産映画終焉の前兆を告げているかもしれない。マレー映画の VCD 販売が 2000 年以來 90% 減少し、事態は非常に深刻になっている。今年の販売は 2000 年の 50 万本から 5 万本にまで減少した。

マレーシア映画製作者協会の Ruhani Rahman 副会長は、パサーマラーム夜市でのオリジナル VCD の販売を止める政府決定が問題を悪化させたと主張する。

「違法 VCD 販売はどこでも店を開き、そして荷造りして瞬間の通知で去って行く」と副会長は述べ、ビデオ著作権侵害が大問題になったため、政府が法の執行を強化すべきだと述べた。

「事態は悪化した。海賊版はショッピングセンターでも販売されている。映画がリリースされる前でさえ、露店で作品が販売されているのを見ると、製作者はどんなに心を痛めることか。」と同副会長は語る。

VR Music K.A.Moorthi の元執行官は、VCD 著作権侵害者のやり方には非常に落胆させられると語り、80 回も取り締りをされた違法 VCD の店を例示した。そして、訴訟でさえも「裁判所に行くことが深刻ではないことを知っているシンジケート」のために長くかかりすぎると述べている。

マレーシア国家映像開発会社(Finas)議長の Datuk Jins Shamsudin 上院議員は、VCD 製造機が 1 つのエリア内に隔離されるべきであることを提案してきた。「このことは特定エリアに製造機をすべて置かなければならないことを意味する」と同氏は述べる。

Jins 議長は、著作権侵害者の手に渡らないように、すべての映画が十分にガードされることを映画制作者は確実にするべきであると述べ、「政府の執行官は、国産と外国産の映画音楽産業の両方を支援するために、この点を研究すべきである」としている。

国内取引・消費者行政省の Datuk S.Veerasingam 副大臣は、執行官がビデオ著作権侵害を根絶するために熱心に従事していると述べ、「我々が著作権侵害の通報や情報を受けると、職員はチェックするために直ちに現場に派遣される」と語る。ビデオ著作権侵害者の裁判手続きの遅延は認めるが、その問題は認識されているとも述べた。

Veerasingam 副大臣は、同省が知的財産裁判所を設立している最中であり、来年にも裁判を審理する準備ができている旨述べた。

---

## シンガポール

2005年10月ニュース

### 競争法が特許権を支持

(*The Straits Times Newspaper*, シンガポール, 2005年10月4日)

シンガポール競争委員会(CCS)は、同国の新競争法における知的財産権の取り扱いについて定めたガイドラインを昨日発行した。同ガイドラインによれば、特許保有会社は、自社開発の技術に関する独占権を持つことを認められ、「永続的に高い市場占有率」を享受しているとしても、新法に抵触することはないという。

CCSは、来年施行される新法の所管及び施行を行うために設立されたものだが、特許所有会社が反競争的に知的財産権を行使した場合に限り、介入すると表明している。

CCSは、類似した知的財産が存在する場合、知的財産権所有者は市場支配ができず、また類似の知的財産が存在しなくても、長期的には他社がイノベーションによって市場参入できると説明している。

長期間の市場支配ができるのは、単に「永続的にイノベーションが成功した」結果だとCCSは述べている。

---

# フィリピン

2005年10月ニュース

1. フィリピン政府、米国への海賊版持込は国外追放と警告
2. マンゴー生産者が米国業者に不当取引の訴え
3. フィリピン知的財産庁がより高度な基準を検討
4. 海賊版、通商問題は特別裁判所へ

## 1. フィリピン政府、米国への海賊版持込は国外追放と警告

(Associated Press Newswires、2005年10月8日)

フィリピン政府は、米国へ海賊版を持ち込んだ場合、ただちに国外追放となる恐れがあると警告している。

米国大使館商務部の旅行情報を引用したうえで、外務省は、海賊版のCD、DVD、バッグ、化粧品あるいは本を一つでも持ち込めば、フィリピン人は「自動追放」され得ると言明した。

米国人がそのような海賊版を持ち込もうとしてつかまれば、知的財産権を侵したとして逮捕・起訴され、罰金刑に処される。

海賊版ビデオや、グッチ、ルイ・ヴィトン、コーチ、プラダをかたどったニセモノのバッグや靴は、マニラ周辺のノミの市にあふれており、オリジナルの数分の1の価格で売られている。

米国で看護試験の受験を計画しているフィリピン人も、海賊版の本を持ち込まないように注意が必要である、と政府は述べている。この警告は、多くのフィリピン人が親類を訪ねてアメリカへ旅する（またはその逆）クリスマス・シーズンに先立って出されたものである。

## 2. マンゴー生産者が米国業者に不当取引の訴え

(Manila Standard、2005年10月13日)

フィリピンのマンゴー生産者が、アメリカでマニラ・マンゴーとして果物を販売している事業者に対し不当な取引だとして訴訟を起こすかもしれない。知的財産庁のエイドリアン・クリストバル・ジュニア長官は、昨日、マニラ・マンゴーという商標は米国特許商標庁あるいはメキシコ特許庁のいずれにも登録されていないと述べた。

「現地生産者は、十分な証拠が集まれば、マニラ・マンゴー商標と偽り販売している業者を不当取引で訴えようとしている。その商標で販売されているマンゴーはマニラ産ではないため、消費者を欺いている」とクリストバル長官は付け加えた。

長官は、問題のマンゴーが販売されている国（この場合はアメリカ）で訴訟が起こされるだろうと述べた。マニラ・マンゴーを販売している者に対してそのような訴訟を起こすことができるのは民間部門だけであるが、政府は現地生産者たちが告発に必要な十分な証拠を集めることができるように、法的助言を与えることもある、と結んでいる。

### 3. フィリピン知的財産庁がより高度な基準を検討

(Asia Pulse、2005年10月17日)

知的財産庁は、特許の文書起案において様々なテクニックを用いることにより、国の特許制度標準の向上を図ることを追求している。

「私たちは特許の評価と起案の際に、より高度な基準を適用する必要がある。」弁理士や審査官であってもそれに気づいてないかもしれないが、我々の仕事は本当により多くの創造性やイノベーションを促進することができるか、あるいはそれを殺してしまうかを左右しうるものである」と知的財産庁（IPO）のエイドリアン・クリストバル・ジュニア長官は述べた。

IPOの審査官を含む特許の専門家は、来年初めに実施される特許弁理士資格試験用の異なる起案テクニック及び準備のための教育を目的とした、特許出願の文書起案及び手続きに関する5日間のセミナーワークショップのために集まった。

デュシット・ホテル・ニッコーでのセミナーワークショップは、知的財産権に関するEU-ASEAN協力プログラム（ECAP）の支援で開催された。

クリストバル長官は、特許制度の改革は、行政責任を負っているIPOが直面している、最大の課題のひとつであると述べた。

「IPOにとって、フィリピンの特許制度改革は、我々が本当に自国の発展のために知的財産権を評価し、育て、行使する、革新的で競争力のあるフィリピンを育てるというビジョンに忠実であるかどうかを占うリトマス試験紙である。」

IPOの改革計画は5つの柱からなっており、特許制度設計の見直し、民間の研究における特許制度の活用、的確な国際特許調和戦略の利用、そしてその効果的運営であると語った。

IPOは、発明の出願人から苦情の多い特許出願の滞貨処理、要処理期間の短縮について対策を固めようとしている。現在、審査請求された日を含め、特許出願の平均処理期間は3年から5年となっている。

フィリピンのEC代表であるRene Sieron氏は、どの国であっても、イノベーション力が強化され、その価値が認識されるのは特許制度によるものであると語る。

いまや国富というものは、領土の広さや資源の豊富さによるものではなく、知識社会と情報経済のなかでのイノベーション能力と国民の競争力によって決まるのだ、と述べた。

一方で、ECAP IIのNiclas Morey代表は、特許制度は投資に一定の保証を与えるものであり、特許出願は巧妙かつ正確でなければならないと語った。

### 4. 海賊版、通商問題は特別裁判所へ

(Manila Standard、2005年10月29日)

フィリピンでは、特別裁判所における扱いが可能なように、知的財産事件と国際通商問題とを束ねる可能性を検討している。

IPOのエイドリアン・クリストバル長官は、知的財産権侵害とアンチ・ダンピングとセーフガードに関する通商問題を扱うために特別裁判所が設置されたタイをモデルに、政府が再編を考えていると述べた。

「我々はまとまった審理件数を扱えるように、知的財産関連と国際通商関連の事件を結びつける必要がある」と長官は述べ、最高裁判所がIPR侵害事件の監視を開始したこと、

タイでは 1998 年に知的財産と国際通商問題を扱う特別裁判所が設置されたこと、を付け加えた。

「我々は、最高裁判所およびフィリピン司法アカデミーと共にこの提案を研究している。しかし裁判官の知的財産に関するトレーニングは、この 11 月から始まる。我々は 3 人の代表をバンコクに派遣している」

同長官は、知的財産特別裁判所の設置は反海賊版キャンペーンの一環として政府が提唱している対策の一つであると語り、フィリピンは米国の知的財産権侵害の監視国リストに 3 年間も載せられたままであると述べた。

さらに、研修には、知的財産事件の取り扱いに習熟するため、司法スタッフも参加する予定であることも述べた。

---

# インドネシア

2005年10月ニュース

## 1. 米国通商代表部、インドネシアの見直しを先送り

(*Bisnis Indonesia*、2005年10月25日)

米国通商代表部 ( USTR ) は、監視国リストにおけるインドネシアの位置の見直しを2006年1月まで先送りすることを決定した。USTR は、先週ジャカルタで開かれた知的財産権エンフォースメントに関する政府横断チームの会議に対し、今月に予定されていた見直しを先送りすることをインドネシア政府に書面で通知した。

同会議に出席した司法人権省・知的財産局の Abdul Bari Azed 長官は、「周期外レビューは2006年1月に行われるであろう」と述べた。

本年4月、米国はインドネシアの知的財産権法のエンフォースメントが不満だとして、同国を他の12ヶ国と並んで監視国リストに載せていた。長官は、USTR はインドネシアが違法光ディスク生産工場とその流通業者に対してより強硬な措置を取ることを期待していると表明したと付け加えた。

長官は、インドネシアの知的財産権法のエンフォースメントが顕著に前進したとして、監視国リストからはずれることができるだろうと楽観視している。

## 2. WIPOは特許法の調和に慎重

(*Bisnis Indonesia*、2005年10月27日)

世界知的所有権機関(WIPO)は、現在、特許法の調和を審議している。WIPO 加盟国は、各地域・国の特許法の調和を目指した特許法条約の草案を承認するようにしきりに薦められている。

スイスのジュネーブで開催された WIPO サミットに出席した司法人権省の Azami Dahlan 特許局長は、草案は特許法の一般原則を網羅している、と述べた。

また、Azmi 氏は、発展途上国と先進国が認識している内容を収束させるために、2006年1月に草案が加盟国によって再び審議される予定であることを明らかにした。

局長は、審議予定の特許法条約の骨子は、新規性、進歩性、先行技術及びグレースピリオドであることを付け加えた。

また、「発展途上国は、遺伝資源と伝統的知識についての問題も審議することを望んでいる」と *Bisnis* 紙に対して最近語り、発展途上国は、先進国が使ってきた遺伝資源と伝統的知識についても、バランスの取れた利益配分を必要としていることを明らかにした。「発展途上国は、先進国が利用する自国の遺伝資源と伝統的知識に対する補償を受けたことはない」。

WIPO 加盟国が特許法条約草案を承認すれば、加盟国の特許法に影響を与えるだろうと局長は続けて語り、「今度は、インドネシアの特許法が改正された特許法条約と調和するために改正されなければならない」としている。

インドネシアが特許法を採用し始めたのは、1991年である。

---

## ベトナム

2005年10月ニュース

1. ベトナムが2006年のAPEC議長国に
2. ベトナム国会が電子商取、知財法案を熟慮
3. ベトナムのDuy Loi社のハンモックが米国で特許
4. 偽 Zippo 販売業者が火傷
5. ベトナム首相が国家商標プログラムを求める
6. 議員が知的財産・電子商取引に関する法案を審議

### 1. ベトナムが2006年のAPEC議長国に

(Thai News Service, 2005年10月6日)

ベトナムは、アジア・太平洋経済協力会議(APEC)の活発なメンバーとしてそのイメージを構築し、多数のイニシアチブを掲げ、過去8年にわたる他経済地域との貿易を全輸出入の70%にまで増加させた。

ベトナムは、来年のAPEC会合の議長国を引き継ぐ。

APECの経済技術提携枠組み内で、ベトナムは、知的財産、競争力改善、中小企業発展に関する20のプロジェクトに200万米ドルの援助を受け取った。

### 2. ベトナム国会が電子取引、知財法案を熟慮

(Thai News Service, 2005年10月10日)

電子商取引法案の詳細規則を規定するかどうかの昨日の国会常任委員会で、電子署名の手續きに関して委員間での討論が白熱した。

同法の起草委員会は、電子署名に関する規則は、電子商取引を行なうビジネスの標準操作手順である現在の通常の技術的原則に基づいていると昨日の委員会で述べた。

知的財産法案の議論で、議員は知財権保護が重要になっており、ベトナムが国際条約の遵守と同様に、新法の施行も保証しなければならないことに賛意を表している。

多くの議員が、知財権法のエンフォースメントにおける裁判所、検察官、税関職員、警察、市場管理局といった異なる政府系機関の権限・責任の明確化を求めた。

同法案は、ロイヤルティ収集・配分によって生じるような知財権紛争や権限行使の仲裁をする役割を担う専門組織の設立・組織化に関する規則を加える必要がある。

著作権保護の適切な期間を巡り議員の間で意見が割れ、写真の作品には最大50年の保護期間を設け、他の美術作品に25年間の保護期間を設けることを提案している議員もいる。

議員は起草中の知的財産法第208条に、裁判官が知財侵害の判決を下しやすいように損害賠償を特定するよう求めている。これにより、同法案が知的財産権の貿易関連側面(TRIPS)やベトナム-米国二国間貿易協定の条項により整合できるという。

何人かの議員は、知財に関連するビジネスや生産活動の管理に責任を負う政府機関の指定を求め、複数の省ではなく単独省、例えば科学技術省に政府がその任務を委ねるべきことを求めている。

### 3. ベトナムのDuy Loi社のハンモックが米国で特許

(Asia Pulse、2005年10月17日)

Pham&Associates 法律事務所によれば、米国特許商標庁(USPTO)はベトナムの Duy Loi 社にハンモックデザインの特許を与え、台湾企業の Chung Sen Wu 社の競合特許を取り消し、台湾企業のハンモックデザインが、Duy Loi 社の当初の設計を侵害していることを認めた。

ポータブルハンモックのデザインは、2000年3月にベトナム知的財産庁で登録されており、一方、Chung Sen Wu 社は2001年8月に米国特許商標庁に特許申請し、2002年に受理されたと Duy Loi 社の Lam Tan Loi 役員が述べた。

ベトナム・タバコ公社がカンボジア市場から商標権を回復するのを手助けした Pham&Associates 法律事務所は、2004年5月から Duy Loi 社の代理人となり、USPTO に対して、台湾企業に与えた特許を取り消すよう求めていた。

Duy Loi 社の勝利は、同社がハンモック製品の米国市場に食い込む機会を与えると Loi 役員は述べている。また、そのハンモックは、韓国、ニュージーランド、オーストラリア、日本、ドイツへ現在輸出されている。

### 4. 偽Zippo販売業者が火傷

(Thai News Service、2005年10月21日)

米国の「Zippo」商標を侵害し、偽造ライターやライター燃料を販売したビジネス・オーナーが科学技術省から行政罰を科された。

検査官と警察は、ハノイ市 Nguyen Huu Huan 街の Duy Hoang 店に、Zippo 商標が貼られた 1,900 個の偽造ライターと 1,100 個のライター燃料缶を発見した。店所有者の Phung Duy Hai は 5 百万ベトナムドル(320US ドル)の罰金を払い、偽造商標をつけた全商品は没収され、破壊される。

オープン市場から侵害製品を買った Hai 氏は、その出所を知らなかったと言う。

米国のベトナム Zippo 社代表が同社製品の知的財産権侵害について告訴したことにより、今回の Zippo 商標侵害製品は、科学技術省と公安省によってハノイで発見された。

Zippo 商標は、国家工業所有権庁によって与えられた商標証明により、1996 年からベトナムで保護されている。

Zippo 社職員は、ホーチミン市の市場監視チームが 2 つの Zippo 商標侵害事件を発見し、対処したと述べた。偽造・本物の Zippo ライターが 2 か月前にハノイ貿易見本市で展示された。

ベトナム Zippo 社のハノイでの認定代理人 Nguyen Thi Thuy 氏は、本物の Zippo ライターは Tue Tinh 街 48 番でしか販売されていないと述べている。

商標侵害による行政罰金は、1999 年に出された政府決定によって規定されている。科学技術省の検査官は、知的財産権侵害を扱う関係当局と協力し続けるとしている。

### 5. ベトナム首相が国家商標プログラムを求める

(Thai News Service、2005年10月28日)

首相は、国家商標顧問評議会を設立する決定を出した。

この決定によれば、国家の商標シンボルをつける製品を選別し、輸出業績に対し賞を与える制度を承認する役割を同評議会が担うことになるという。

同評議会は、15名のメンバーと議長である貿易省の Truong Dinh Tuyen 大臣から構成される。

首相は、貿易大臣が評議会規則を決定し、国家商標委員会や事務局を設立することを認めた。

#### 6. 議員が知的財産・電子商取引に関する法案を審議

*(Thai News Service, 2005年10月31日)*

国会議員は、知的財産、電子商取引の法案について審議している。科学技術環境委員会の Ho Duc Viet 委員長から知的財産法案の改正に関する報告書を聞き、現行法と草案の内容に関するいくつかの相違点について議論した。

植物品種の保護について、Quang Nam の Vu Tuyen Hoang 議員は、草案で規定される内容が長すぎて理解しにくく、草案は専門家によって再考されるべきであると述べた。

また、Thai Binh の Mac Kin Ton 議員は、草案中のエンフォースメントを容易にするために、特に科学技術省下の知的財産局、文化情報省下の著作権保護局、農業・農村開発省などの国家機関の責任を規定する必要があると強調した。

Binh 氏は、草案で指定された規則を実行する場合、裁判所、関連機関、および市場管理局の権限を明確にすることが避けられないと述べた。

電子商取引の草案は、データ・メッセージ、電子署名、電子確認、国家組織やオンライン処理活動を実行したい非国家組織や個人による電子処理・電子契約の法定位置付けを規定する。

しかしながら、同草案は、電子処理が土地利用権利証明書、家所有権証、その他不動産所有権証、婚姻届け、離婚届け、出生・死亡の証明書、および他のいくつかの手続きには適用されないとしている。

政府は、電子商取引活動の国家管理を強化する責任を持つのに対し、郵政通信省は草案を効率的に施行する際における関連する省や部局との調整を政府に報告することに責任を負うとしている。

---

## インド

2005年10月ニュース

### 1. 2004年のマイクロソフト社の特許申請が5倍に

(*The Hindu*, 2005年10月16日)

インドは、マイクロソフト社の熱い「お気に入り」に突然なったように見える。2004年に、同社のインドでの特許申請の急激な増加があった。

マイクロソフト社は2004年に306件の特許出願をし、前年の67件から5倍となり、2002年の出願数の22倍にもなる。技術情報予測評価会議(Technology Information Forecasting Assessment Council, TIFAC)のPatent Facilitating Centre(PFC)によると、この主な背景としては、2003年5月に施行された改正特許法であるという。

2003年5月まで、インドはソフトウェアに対して特許の付与を許さなかった。しかし、その後行われた改正では、ソフトウェア自体には特許が与えられないとされた。この条項は、特定の状況に対して、様々な異なる解釈の機会と余地を導くことになるだろう。マイクロソフト社は、そのような法的な突破口を完全に承知しているように見える。

### 2. マドリッド協定加盟で、78カ国の企業がインドでの保護を与えられる

(*The Economic Times*, 2005年10月17日)

78カ国の多国籍企業は、自社製品やサービスの商標保護について、一度の自国での申請により、インドですぐに得られるようになる。また、インド企業は、単にインドで申請することにより、これらの78の国で同様の保護を得られるようになる、とGireesh Chandra Prasad氏がニューデリーで報告した。

インドの商標を国際的に一括保護するために、1891年マドリッド協定と1996年プロトコルという知的財産(IP)保護の国際条約に署名する計画により、上記のことが可能となる。インドが条約に加入することにより、一回の申請によって、マドリッド協定全加盟国における自社ブランドの保護が得られるため、同様にそれらを改変したり更新したりするためのコスト、負担、時間を実質的に縮小できる、と政府高官は述べる。

企業は協定加盟により利益を得るが、政府や国内商標代理人は国内での出願業務が相当減ることから利益を失うかもしれない。現在、企業は、インドで42クラス中の1つのクラスに1つの商標を登録するのに2,500ルピーを支払い、ほぼ1年間待たなければならない。また、料金は国によって大きく異なる。

国際的な商標保護制度は、世界知的所有権機関(WIPO)によって処理され、国際登録が維持され、公報が発行される。マドリッド制度はさらに言語的な複雑さも排除し、英語、フランス語、スペイン語の3言語のうちの1つで自国出願を可能にする。

しかし、同協定は、国内法の要件に基づいて商標登録を拒絶する権利を加盟国から奪い取ってはいない。加盟国は、保護が与えられるとみなされないものであるときは、最高18か月の規定された期間内で拒絶の通知しなければならない。出願人には、出願を拒絶された国で審判請求する権利を有している。

3. デュポン社が商標保護を求める  
(*The Hindu*, 2005 年 10 月 27 日)

デュポン・インド社は、調理器具用のくっつかないコーティングとして一般に使用されている、同社の商標「テフロン」を侵害した国内販売業社と製造者に対して、法的措置を始めた。

同社の発表によると、デュポン・インド社の Amarchand Mangaldas 弁護士によって起こされた今回の訴訟で、デリー高等裁判所は、デリーの大手メーカーや複数の卸売業者に対し、「デュポン」や「テフロン」のいずれかに言及するラベルやステッカーの使用を禁止する裁判命令を出した。

高等裁判所命令に従い、裁判所から任命された委員はデリーの Sadar Bazaar や周辺地域の 5 人の販売業者の家宅を今週初めに捜査し、大量の「デュポン」と「テフロン」の違法ラベルを発見した。

---